



金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成 24 年 8 月 22 日

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者名

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2. (3) の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

本照会の対象法令（条項）は、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項及び同法第 3 条第 1 項です。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者は、リース業を主たる業務としております。

照会者は、リースバック取引を実施しようと考えております。

照会者が実施しようと考えているリースバック取引の内容は下記の通りとなっております。

(1) 本件リースバックの流れ

照会者は、運送事業者、非運送事業の物流部門等をお客様として、お客様が既に所有している自動車（中古車）を対象に、下記の流れによりリースバック取引（以下、「本件リースバック取引」）を実施します。

①リース契約

1) 下記の売買契約で照会者が所有権を取得する予定の物件（自動車）を対象として、照会者とお客様がリース契約を締結します。

※売買契約締結後に、リース契約を締結しない等のリスクを回避するために、本件リースバック取引においては、①リース契約、②売買契約の順序で契約を締結します。

2) お客様は、下記の売買契約の締結により照会者が物件の所有権を取得後、リース契約に基づき、照会者に対してリース料を支払います。

②売買契約

1) お客様の所有物件について、照会者が買主となり、お客様が売主となり、物件（自動車）の時価で売買契約を締結します。

2) 照会者が物件（自動車）の売買代金をお客様に支払い、照会者が対象物件の所有権をお客様から取得します。

(2) リース料金の算出方法

①リース料金の算出方法は[下記の金額1)～9)の合計]から[残価設定金額]を減じて、[リース料率(金利等からリース会社が設定する比率)]を乗じた金額に、[消費税]が付加されます。(ただし、非課税の費用等には消費税は付加されません。)

※1. リース契約の残価設定金額は、リース満了時に想定されるリース物件の再販価値に基づいて照会者が設定します。

(想定再販価値が高い場合は残価設定金額が高くなります。)

(お客様の財務内容から判定する倒産等発生率(信用力)に基づき、倒産発生率が高い場合には残価設定金額を通常より低く設定し、倒産発生率が低い場合には残価設定金額を通常より高く設定する等の調整、または同業他社・買取業者が残価設定金額を高く設定している物件(自動車)については、残価設定金額を通常より高く設定する等の調整を実施する場合があります。)

※2. リース料算出式は下記の通りとなります。

$$((\text{物件(自動車)の売買代金} - \text{残価設定金額}) + \text{諸費用合計 [下記金額2)～9)]) \times \text{リース料率} / \text{リース料の支払月数} = \text{月額リース料}$$
$$\text{月額リース料} + \text{消費税} = \text{月額リース料総額}$$

1) 物件(自動車)の売買代金

2) 自動車税(リース期間中)

…自動車税の支払・管理は照会者が実施します。

3) リサイクル料

…リサイクル料預託手続きは、新車購入時に車両購入者が負担します。廃車手続きが実施されるまでの間に所有者が変更になる場合は、新たに所有者になるものが、旧所有者(車両の売主)にリサイクル料を支払います。本件リースバック取引の場合は、照会者がお客様にリサイクル料を支払います。

※リサイクル料とは、自動車リサイクル法に基づく所有者が負担すべき費用です。

4) 取得税

…車検証の所有権移転手続きは、照会者が実施します。

5) 重量税（第1回目のみ）

…お客様がリース契約締結時に車検管理をリース契約の付加サービス（オプション）として選択された場合は、リース期間中の重量税全額がリース料に含まれ、車検管理は、照会者が実施します。

6) 自賠責保険料（第1回目のみ）

…お客様がリース契約締結時に車検管理をリース契約の付加サービス（オプション）として選択された場合は、リース期間中の自賠責保険料全額がリース料に含まれ、車検管理は、照会者が実施します。

7) 上記の手続き（自動車税手続き、車検証の所有権移転手続き等）に付随して必要になる諸費用

原則、上記の金額を基本とし、お客様がリース契約締結時に下記の8) 9) をリース契約の付加サービス（オプション）として選択された場合は、下記の金額が、加算されます。

8) 任意保険料

…お客様が任意保険付保サービスを選択された場合

9) メンテナンス料

…お客様がリース期間中の自動車のメンテナンス・サービス（一般整備等）を選択された場合

(3) リース期間中の中途解約が可能か

①本件リースバック取引におけるリース契約は、通常のリース契約（以降、リースバックを伴わないリース契約をいう）と同様に、リース期間中の中途解約は原則、不可となります。

②例外として、解約事由の発生等により、リース契約を中途解約される場合には、通常のリース契約と同様に、規定損害金（[リース料総額] から [支払済み金額] 及び [リース料に含まれる諸費用のうち未発生諸費用] を減じて、[残価設定金額] を加算した金額）をお支払いいただきます。

(4) リース期間終了後、物件（自動車）の所有権は照会者またはお客様のどちらに帰属するか

リース期間満了後は、お客様が物件（自動車）について下記の3方法を選択できます。そのことが、リース契約に条項として記載されています。

1) 物件（自動車）の返還

※お客様からの物件（自動車）の返還後は、照会者がお客様から物件の返還を受けた物件（自動車）について第三者へ再販売（現金売買・リース・割賦販売）します。

- 2) 再リース（再度、短期〔1年程度〕のリース契約を締結する。）
- 3) 物件（自動車）の買取り（売買契約の締結により、所有権は照会者からお客様に移転します。）

※買取金額は、お客様が選択された契約内容に応じて、①ファイナンスリース契約の場合は、契約締結時に設定した残価設定金額（契約上、残価設定金額をお客様に開示する契約と残価設定金額をお客様に開示しない契約があります。）または②オペレーティングリースの場合は、契約満了時の物件時価（照会者が査定評価します）となります。

※照会者におけるファイナンスリース契約とオペレーティングリース契約の区分基準は下記の通りとなります。

1) ファイナンスリース

次のいずれも満たすリース取引

①中途解約不能またはこれに準ずるもの

…形式的には解約可能であっても、解約に際して相当の違約金の支払い義務がある等の理由から事実上解約不可能と認められるものを含みます。

②フルペイアウト

…借手が自己所有する場合に期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することができます。

2) オペレーティングリース

ファイナンスリース取引以外のリース取引

※ファイナンスリースよりオペレーティングリースの方が、残価設定金額が高くなります。

- (5) お客様が所有する全ての物件（自動車）について本件リースバック取引を行うか照会者としては、お客様が所有する全ての物件（自動車）についての本件リースバック取引を推奨するが、全ての物件（自動車）に実施するか、または一部の物件（自動車）に対して実施するかは、最終的にはお客様の決定によります。

(6) 本件リースバック取引におけるお客様のメリット・ニーズ

本件リースバック取引におけるお客様のメリット・ニーズは下記の通りとなります。

①お客様がリース契約締結時に選択する下記の1)～4)の車両管理業務を照会者にアウトソーシングでき、お客様は車両管理業務に関わる人件費等を軽減できます。また、人材を本業（コア・コンピタンス）に集中できます。

②お客様がリース契約締結時に選択する下記の1)～4)の車両管理に関わる諸費

用をリース料に含めることにより、下記の1)～4)の車両管理に関わる諸費用が支払時期に大幅に大きくなることを防ぎ、下記の1)～4)の車両管理に関わる諸費用を平準化できます。

1) 自動車税の管理・支払業務

2) 車検管理・支払業務

3) メンテナンス管理業務

・メンテナンス契約を定額契約にした場合は、メンテナンス費用を発生金額に関わりなく定額にすることができます。

4) 保険業務

③物件（自動車）の売買代金をお客様が資金として活用できます。

④リースバックの対象物件（自動車）をお客様が継続して使用できます。

(7) 売買契約の特約事項

物件（自動車）の売主が、第三者である通常のリース契約とは異なり、本件リースバック取引の場合は、物件（自動車）の売主が、リース契約の賃借人となることから、第三者から照会者が物件（自動車）を買い受けることに関わる条文を事実関係に合致するような契約書（条項）にします。

その他、本件リースバック取引の売買契約においては、通常のリース契約の場合には存在しない新たな特約条項を設定しません。

(8) リース契約の特約事項

・物件（自動車）の売主が、第三者である通常のリース契約とは異なり、本件リースバック取引の場合は、物件（自動車）の売主が、リース契約の賃借人となることから、第三者から照会者が物件（自動車）を買い受けることに関わる条文を事実関係に合致するよう変更する特約条項を記載します。

・通常のリース契約では、本件リースバックでは、車両管理面等の理由から、複数の物件の契約が想定されるため、複数の物件について一つのリース契約（リース契約書）を締結します。このため、事実と合致するように関連する条文について特約条項を記載し、複数の物件の物件情報等を記載できるようにリース契約書の書面方式の一部を変更します。

・その他、本件リースバック取引のリース契約においては、通常のリース契約の場合には存在しない新たな特約条項を設定しません。

3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

上記の照会者の行う本件リースバック取引は、貸金業法第2条の「貸金業」に該当せず、同法第3条に定める登録を受ける必要がないと考えます。

照会者の見解及び根拠は次の通りとなります。

貸金業法第2条第1項によれば、貸金業法における「貸金業」とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単

に「貸付け」という。)で業として行うもの」と定義されています。

本件リースバック取引は、法的形式としては、特定物件の売買契約とリース（賃貸借）契約を締結したものであり、下記の理由から、実質的にも売買契約とリース（賃貸借）契約の締結と解されることから、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介には該当しないと考えます。

- (1) 車検証の所有権移転登録という対抗要件を備えた形式で、物件（自動車）の所有権が移転されることから、当事者間で真に売買する意思が明確であること（第三者に対しても明確である）
- (2) 第三者発行の査定金額文書等を基準にした恣意性のない査定金額を物件（自動車）の時価として売買金額を合意し、物件（自動車）を売買することから、当事者間で真に売買する意思が明確であること
- (3) 上記の物件（自動車）の売買代金に自動車税、諸経費を加えた金額から物件（自動車）の残価設定金額を控除した金額にリース料率を乗じた金額をリース料としていることから、リース料総額がリース物件価格等との関係で明らかに合理的な均衡を失することはないこと
- (4) リース料の額は、物件（自動車）の売買代金に自動車税、諸経費を加えた金額から物件（自動車）の残価設定金額を控除した金額にリース料率を乗じた金額をリース料とし、借入れより割高になるが、その分、お客様が自動車税管理等の車両管理の軽減等のメリットを受けられることから、当事者間で真に賃貸借する（物件の使用を目的とする）意思が明確であること
- (5) リース期間は法定耐用年数を基準に設定されることから、物件の使用可能期間を超えて、本件リースバック取引のリース期間を設定することはないことから、当事者間で真に賃貸借する（物件の使用を目的とする）意思が明確であること
- (6) リース期間満了時には、再リース、物件（自動車）の返還、買取りを当事者の合意によって決定し、契約当初から、リース期間満了時に、照会者からお客様への所有権の移転（返還）が予定されていないこと

以上から、上記の照会者の行う本件リースバック取引は、特定物件の売買契約とリース（賃貸借）契約を締結したもので、貸金業法第2条の「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介」に該当せず、同法第3条に定める登録を受ける必要がないと考えます。

以上